ボランティア運営要綱

1. (目的)

この事業は、花ノ木医療福祉センター(以下「センター」という。)の入所者及び通所利用者等 (以下「利用者」という。)と地域社会の人達との理解と交流を深め、その家族のニードの実現 や一人ひとりの豊かな生活をめざし、支えていく事を目的とする。

2. (事業内容)

①この事業は、利用者に対しボランティアの行う援助を提供する。

そのための、ボランティアの募集、研修・教育及び活動のコーディネートを行う。

②特定非営利活動法人京都中部権利擁護センター京花園ボランティア事業との連携。

3. (会員)

この事業はボランティア登録者により構成する。

センターと登録関係にある組織、実習生、その他の介護・援助を希望する者であれば登録する 事が出来る。

会員は京都府社会福祉協議会によるボランティア保険に加入する。

なお、加入保険料はセンターの負担とする。

4. (会員の期間)

会員の期間は毎年4月1日より翌年の3月31日までとし、更新を希望する場合は毎年更新手続きを 行う。年度途中の登録の場合は3月31日までとする。

5. (事務局)

①構成

事務局を花ノ木医療福祉センター内看護生活支援部に置き、各病棟及び通所係に1名ずつボランティア委員を配置し、事務局を構成する。

事務局責任者は看護生活支援部長(または課長)とする。

②業務

事務局責任者は、ボランティア登録の受付、ボランティア委員会の運営等をおこなう。

事務局責任者及びボランティア委員は、ボランティアの受け入れ、活動が円滑におこなわれるよう、病棟・ボランティアとの日常的な連絡・相談・指導を行うと共にコーディネート機能を持つ。

6. (登録手続き)

所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、事務局に提出する。

センターは亀岡市社会福祉協議会に手続きをする。

7. (経費)

センター行事、外出活動の援助ボランティア等で、センター側より依頼するものについては、 交通費を支給する。

付則 1 この要綱は平成15年4月1日より実施する。

付則 2 この要綱は平成15年11月19日より実施する。

付則 3 この要綱は平成17年11月1日より実施する。

付則 4 この要綱は令和2年5月1日より実施する。